

(令和8年4月23日葛巻町告示第28号)

葛巻町まちなかエリア賑わい創出事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 まちなかの賑わい創出による地域経済の活性化及び関係人口、交流人口の拡大を図ることを目的に、中心市街地において賑わい創出事業を実施する際の経費に対し、予算の範囲内で葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により葛巻町まちなかエリア賑わい創出事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、まちなかエリアとは、葛巻町中心市街地活性化基本計画に中心市街地の区域として定める、城内小路、下町、新町、浦子内及び茶屋場の一部区域をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人、町内に事務局を置く団体又は町内に事務所を有する法人
- (2) 葛巻町暴力団排除条例（平成24年葛巻町条例第12号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (4) 町税を滞納していない者

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、別表1に掲げる催事又は行事等で、その内容が社会通念上の公序良俗に反しないものとする。

(補助金の交付対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則及びこの要綱に定める書類、これに添付する書類並びに提出期日は、別表3のとおりとする。

(事業に要する経費配分及び補助対象事業の内容の軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 上記に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取り下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第9条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は町長が適当でないとしたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

交付対象事業
集客を目的とした催事 (講演会、コンサートなど)
物販や販売促進を目的とした催事
作品等の展示会
町の歴史や文化の探求を目的とした企画募集型行事 (まち歩き企画など)
集客を伴う町民参加型のスポーツ行事
参加者の交流や技術習得を目的として行われる参加体験型研修会 (ワークショップ)
多世代間の町民等の交流を目的とした集客を伴う行事 (子ども食堂、世代間交流会など)
その他、まちなかの賑わい創出に資すると特に認められる催事

別表2 (第5条関係)

交付対象経費	補助金額
報償費 (謝礼、景品代など)	交付対象経費から、自己資金以外の収入を除いた額の3分の2に相当する額以内の額で、10万円を上限とし、千円未満は切り捨てとする。
旅費 (講師、出演者等の旅費)	
需用費 (消耗品、印刷費、食材費、茶菓子代など)	
役務費 (郵便料、手数料など)	
使用料及び賃借料 (会場使用料、機器借上料など)	

別表3（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 葛巻町まちなかエリア賑わい創出事業費補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 実施事業の内容が確認できる書類	第1号 第2号 第3号	1部	事業開始の日から起算して15日前まで
規則第6条第1項第1号及び第3号の規定による書類	1 葛巻町まちなかエリア賑わい創出事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書	第4号 第2号 第3号	1部	変更（中止・廃止）の理由の生じた日から起算して15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	1 葛巻町まちなかエリア賑わい創出事業費補助金請求書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 交付対象経費の支出証拠書類（領収書など）の写し 5 実施事業の状況写真	第5号 第2号 第3号	1部	事業完了の日から起算して30日以内